

東京大学における国際交流協定締結に関する要項

平成16年6月18日

役員会議決

東大規則第207号

沿革

本学において、海外の大学・研究機関等との間に交流協定を締結する場合は、次によるものとする。

1. 協定の種類

協定の種類は次の2種類とする。なお、原則として協定書には交流の大綱を定めるものとし、具体的な交流の実施方法等については、必要に応じ覚書を定めるものとする。

- (1) 全学協定 世界的視野に立脚して、全学レベルの交流が本学と相手大学・研究機関等の双方に有益であるもの。
- (2) 部局協定 本学の特定部局が海外の大学・研究機関等との間で交流を行うもの。

2. 協定の締結手続き

(1) 全学協定

- ①全学協定を締結しようとするときは、事前に締結計画及び協定書文案（覚書文案を含む。以下同じ。）を国際戦略企画室長（以下「室長」という。）に提出するものとする。
- ②室長は、協定案を適当と認めた場合には、当該協定案を役員会に諮ったうえ、教育研究評議会に報告するものとする。

(2) 部局協定

- ①部局協定を締結しようとするときは、事前に締結計画書を室長に提出するものとする。
- ②協定書及び覚書は、当該部局の責任において締結し、締結後、室長に報告するものとする。

3. 協定の有効期限

協定書及び覚書には、原則として有効期限を付さなければならないものとし、必要と認める場合は、所定の手続きを経て更新することができるものとする。

4. 協定書の署名者

- (1) 全学協定 原則として、総長が署名するものとする。
- (2) 部局協定 部局長が署名するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、総長と部局長が連名で署名することができるものとする。

5. その他

この要項の実施に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成１６年６月１８日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成１７年１０月２４日から施行する。

附 則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学における国際交流協定締結に関する要項

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第1章 総務

沿革情報

◆平成16年06月18日 役員会議決

◇平成17年10月24日

◇平成19年02月23日

◇平成30年03月29日

◇令和05年03月15日

◇令和08年09月17日